

大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運営事業者募集要項

1 目的

この募集要項は、大崎市病院事業（大崎市民病院本院，大崎市民病院鳴子温泉分院，大崎市民病院岩出山分院及び大崎市民病院鹿島台分院）において，入院患者向けの入院セットレンタルサービスを運営する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運営業務

(2) 業務の目的

本業務は，入院患者及びその家族並びに病院側で準備している入院必需品（病衣及び日用品等）について，双方に準備，洗濯及び受け渡し等の業務負担が発生していることから，入院患者の療養環境向上及び病棟業務の効率化を目的に入院セットを当病院事業に導入するものである。

(3) 業務内容

大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運営業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

行政財産目的外使用許可した日から令和12年3月31日まで

(5) 事業者が当病院事業に支払う必要経費は，次のとおりとし，ア及びイについては，上記仕様書に定めたとおりに算出するものとする。また，ウについては，当病院事業と事業者が双方協議の上決定する。

ア 行政財産目的外使用料（窓口設置場所及び在庫保管場所等業務運営に必要な場所の使用料）

イ 入院セットの売り上げに対して当病院事業に支払う手数料

ウ その他（在庫保管場所の改修を行う場合は，その改修経費等）

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。なお，当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は，直ちに参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。）第1項の規定により入札に参加させることができない者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている期間を経過していない者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし，同法に基づく更生手続開始の決定を

受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合には、当該申し立てがなされていない者とみなす。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合には、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (5) 大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日規則第39号）第4条各号のいずれかに該当しないこと。
- (6) 宮城県内に本店又は支店（営業所）を有していること。
- (7) 500床以上の病院において、入院セットレンタルサービスの運営を1年以上継続した実績を有する者であること。なお、ここで言う入院セットレンタルサービスの運営とは、入院セットの各種受付業務、入院セット用品の在庫管理業務、病棟及び病室への配送業務及び入院セット利用料金請求業務等を直営していることと定義する。

4 募集要項の公表期間及び入手方法

- (1) 公表期間

令和7年2月18日（火）から令和7年4月11日（金）まで

- (2) 入手方法

大崎市病院事業ウェブサイト（<https://www.h-osaki.jp>）からダウンロードすること。

5 現場説明について

窓口設置予定場所や保管庫等の確認のための現場説明を希望する者を対象に次のとおり現場説明を行う。

- (1) 開催日時

令和7年2月27日（木）から3月12日（水）まで

- (2) 参加人数

1事業者あたり3名まで

- (3) 申込期限

令和7年2月25日（火）午後5時まで

- (4) 提出様式及び提出方法

現場説明参加申込書【様式1号】により電子メールで提出すること。開催日時及び集合場所等については、参加申込事業者に対し、直接電子メールで通知する。

6 募集要項等に関する質問及び回答について

募集要項及び仕様書等の内容等に質問がある場合には、以下により行うものとする。

- (1) 提出様式及び提出方法

質問書【様式2】を、「16 書類提出先及び問合せ先」まで電子メールにて提出すること。なお、電子メールの標題は次のとおりとする。

【大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運営事業者募集要項等への質問書】事業者名

※事業者名には、会社の名称を記載すること。

(2) 提出期間

令和7年3月13日（木）から令和7年3月24日（月）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年3月26日（水）までに、質問者に電子メールで返信するとともに、大崎市病院事業ウェブサイト（<https://www.h-osaki.jp>）に質問者名を伏せて掲載する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

(1) 提出様式

ア 参加表明書（様式3）

イ 事業実績調書（様式4）

ウ 税務署発行の納税証明書「その3の2又はその3の3」

※発行後3ヶ月以内のもの

エ 地方公共団体発行の納税証明（発行後3ヶ月以内のもの）

※県税及び市町村税の納税が確認できるもの

オ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本

カ 財務諸表類の写し（直近3年分）

※貸借対照表及び損益計算書等、経営実績が分かるもの

キ 会社概要または事業概要等（パンフレット等）

(2) 提出部数

2部（正本1部，副本1部）

(3) 提出期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月11日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

「16 書類提出先及び問合せ先」まで、持参（大崎市の休日を定める条例（平成18年3月31日条例第2号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着とする。）とする。

8 参加資格の審査及び審査結果の通知

事務局において、「7（1）提出様式」に掲げる書類について審査し、参加資格を満たしているかどうか審査する。審査結果の通知は次のとおりとする。

(1) 通知予定年月日

令和7年4月18日（金）

- (2) 参加資格を満たしていることが確認された者に対して、書面又はメール（参加表明書に記載された連絡先として希望するアドレス宛て）により企画提案書の提出要請を行う。
- (3) 参加資格を満たしていないとされた者に対しては、その理由を書面又はメール（参加表明書に記載された連絡先として希望するアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

9 企画提案書等に関する質問及び回答について

企画提案書等に質問がある場合には、以下により行うものとする。

(1) 提出様式及び提出方法

質問書【様式2】を、「16 書類提出先及び問合せ先」まで電子メールにて提出すること。なお、電子メールの標題は次のとおりとする。

【大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運營業務企画提案書への質問書】事業者名

※事業者名には、会社の名称を記載すること。

(2) 提出期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月12日（月）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年5月14日（水）までに、質問者に電子メールで返信するとともに、大崎市病院事業ウェブサイト（<https://www.h-osaki.jp>）に質問者名を伏せて掲載する。

10 企画提案書等の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、別紙「大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運營業務企画提案書作成要領」に沿って作成した次の書類を提出すること。なお、企画提案書の提出要請後選定の審査を辞退する場合には、審査実施前日までに、辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書（様式5）

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）及び電磁的記録媒体（DVD-R）

ア 電磁的記録媒体の文書は、紙媒体文書と同じ内容とすること。

イ 電磁的記録媒体の文書は、原則としてMicrosoft Office（Word、Excel及びPowerPoint）を利用して作成すること。また、PDFファイルに変換したデータも格納すること。

ウ 盤面には、「大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運営事業者選定に係る企画提案書（事業者名）」と記載または貼付すること。

(3) 提出期間

令和7年5月16日（金）から令和7年5月30日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

「16 書類提出先及び問合せ先」まで、持参（大崎市の休日を定める条例（平成18年3月31日条例第2号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着とする。）とする。

1.1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施及び審査

大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて、企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を行い審査する。なお、プレゼンテーションを辞退する場合は、プレゼンテーションの実施前日までに、辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) プレゼンテーションの日程及び場所については、後日、文書又はメールにて通知する。

(2) プレゼンテーションの注意事項は次のとおり

ア プレゼンテーションの時間は、1提案者あたり45分（プレゼンテーション15分、ヒアリング30分）以内とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションに必要な機材のうち、大型モニタ、プロジェクター又はスクリーンは当病院事業で準備する（接続形式はHDMIケーブルによる）。パソコンその他必要なものがある場合は、提案者にて準備すること。

エ プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。

オ プレゼンテーションに参加できる人数は5名以内とする。

カ プレゼンテーションに用いる資料は、企画提案書の内容のみとする。

キ 新興感染症の感染拡大状況により、プレゼンテーションをリモートで行う場合がある。その場合は、別途通知するものとする。

ク すでに提出された企画提案書の差し替えや追加は認めない。誤字脱字がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

ケ プレゼンテーション開始予定時刻の15分前までに所定の場所に到着していること。

1.2 運営事業者の選定及び失格要件

(1) 選定方法

ア 審査委員会にて、企画提案書及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づいて審査し、各審査委員の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、優先交渉権者として選定する。評価点が第2位の事業者を、次順位候補者とする。

イ 優先交渉権者との間に調整協議が成立した場合は契約相手方として決定する。なお、調整協議不成立の場合は、次順位候補者と調整協議を行い、協

議成立の場合は契約相手方としてこれを決定する。

ウ 当病院事業は、優先交渉権者との間で、仕様協議を行った上で、優先交渉権者からの行政財産目的外使用許可申請に対して、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、使用許可するものとする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限を過ぎた場合

イ 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

ウ 特別の事情なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた者または欠席した者

エ 本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ 選定委員又は本業務の関係者に提案内容に関する助言を求めた場合

キ その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

(3) 選定結果の通知

ア 選定結果は、提案者全員に書面により通知する。

イ 選定結果の通知を受けた提案者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に非選定理由について文書（任意様式）により、説明を求めることができる。提出方法は、「16 書類提出先及び問合せ先」まで電子メールで行うこと。回答は、請求を受け付けた日から10日以内に電子メールにより回答する。

1.3 評価項目と評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションについては、次の評価項目について、下表にある評価基準に基づき、選定委員会により評価する。

項番	評価項目	評価基準	配点
1	本業務を実施するに当たっての基本方針と業務フローについて	本業務の基本的な考え方、コンセプトが事業目的に合致しているかどうか。業務フローは施設毎に効率化されたものになっているか。	10点
2	業務実施体制及びスタッフ配置計画について	業務を実施するうえで十分な人員体制となっているか。効率的な人員配置となっているかどうか。	10点
3	入院セットの内容及び料金について	各施設の患者層に適したセット内容となっているか。患者の負担にならない料金体系となっているか。	15点
4	当病院事業の各施設間の運用について	本院及び各分院間の転院時における各種運用は円滑で効率的なものになっているか。	20点
5	在庫品の管理、補充、	衛生管理及び感染対策がされた運用	15点

	配送及び回収の方法について	方法となっているか。配送及び回収の頻度やサイクルは適切か。	
6	緊急利用時の取扱いについて	緊急利用時の入院セットの取扱いは柔軟な対応となっているかどうか。	10点
7	自由提案内容について	当病院事業及び利用者にとってメリットのある提案かどうか。	10点
8	手数料等	年間売上見込額に対する手数料率	10点
合計（100点満点）			100点

1.4 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。
- (2) 参加表明書を提出した者は、本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。
- (3) 提案者は、募集要項及び仕様書等の不知又は不明、企画提案書の記載事項の錯誤等を理由に提案及び企画提案書提出後に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出書類の作成及び提出等一切の経費は、提出者の負担とする。
- (5) 本業務の契約締結前に、緊急等やむを得ない理由等により、業務を実施することができない場合には、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、その場合、本プロポーザルに要した経費を大崎市病院事業に請求することはできない。
- (6) 企画提案書等の評価において、不明点等があった場合、補足説明を求める場合がある。ただし、当該補足資料等において、提案内容が変わる修正は認めない。

1.5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下の表のとおりとする。ただし、各実施日については、当病院事業の事務上の都合により変更できるものとする。

項番	内容	年月日
1	募集要項の公表開始	令和7年2月18日（火）
2	現場説明申込期限	令和7年2月25日（火）
3	現場説明期間	令和7年2月27日（木）～ 令和7年3月12日（水）
4	募集要項・仕様書の質問受付期間	令和7年3月13日（木）～ 令和7年3月24日（月）
5	質問への回答（募集要項・仕様書）	令和7年3月26日（水）
6	参加表明書提出期間	令和7年3月31日（月）～ 令和7年4月11日（金）
7	参加資格審査・審査結果通知（予定） ※企画提案書提出要請	令和7年4月18日（金）
8	企画提案書の質問受付期間	令和7年4月21日（月）～

		令和7年5月12日(月)
9	質問への回答(企画提案書)	令和7年5月14日(水)
10	企画提案書の提出期間	令和7年5月16日(金)～ 令和7年5月30日(金)
11	プレゼンテーション審査 優先交渉権者・次順位候補者選定	令和7年6月中旬予定
12	選定結果通知	令和7年6月中旬予定
13	仕様協議・契約締結	令和7年6月下旬予定
14	運用開始	令和7年10月1日(水) 予定

16 書類提出先及び問合せ先

- (1) 部署名：大崎市病院事業経営管理部総務課管財係(用度担当)
- (2) 所在地：〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
- (3) 電話：0229-23-3311(内線3505・3506)
- (4) FAX：0229-23-5380
- (5) E-mail：kanzai@h-osaki.jp

【別紙】

大崎市病院事業入院セットレンタルサービス運営業務企画提案書作成要領

1 企画提案書作成上の注意点

- (1) 評価項目について、明確かつ具体的に記述すること。
- (2) 造語及び略語等は、一般的な用語等を用いて、初出の箇所に定義を記述すること。
- (3) 紙媒体には、インデックスラベルを付し、簡易製本（A4サイズ、縦、左綴じ）すること。
- (4) 用紙はA4版を原則とし、資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じこむこと。
- (5) 目次及びページ数を付すこと。
- (6) 文字サイズは11ポイント以上とする。なお、イメージ図や写真を用いる場合は、説明等に使用する文字サイズは自由とするが、見やすさ、わかりやすさを心がけること。
- (7) 企画提案の記述に当たっては、業務に精通していない者が、企画提案者の説明がなくても読んで理解できる内容とすること。
- (8) 著作権はそれぞれの事業者に帰属する。
- (9) 提出された企画提案書等は原則非公開とし、返却はしない。
- (10) 企画提案書等は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (11) 提出された企画提案書等は、内容の評価以外提案者に無断で使用しない。
- (12) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 行政財産目的外使用料及び手数料に関する注意事項

行政財産目的外使用料及び手数料に関して、次の項目を記載した提案書を作成すること。なお、各種数値等の根拠及び算出の過程についても提案書に明記すること。

- (1) 行政財産目的外使用料については、それぞれの施設における次の使用料単価（年額）を使用して積算すること。なお、本単価は令和5年度末時点のものであることから、許可時には最新の単価を用いて積算することとする。
 - ア 大崎市民病院本院：30,559/㎡（年額）
 - イ 大崎市民病院鳴子温泉分院：42,720円/㎡（年額）
 - ウ 大崎市民病院岩出山分院：21,331円/㎡（年額）
 - エ 大崎市民病院鹿島台分院：16,541円/㎡（年額）
- (2) 手数料については、次の入院延患者数及び1日平均入院患者数から年間の売上見込額を算出し、それに手数料率を掛け合わせた年間見込額を記載するこ

と。なお、手数料率については、大崎市病院事業行政財産の目的外使用に関する規程（平成20年1月31日病院管理規程第1号）別表の備考10に基づき、売上額の5%以上とすること。また、各施設の令和6年4月から12月までの延入院患者数、1日平均入院患者数及び本院分院間転院数は、次のとおりである。

ア 大崎市民病院本院

- (ア) 延入院患者数：107,600人
- (イ) 1日平均入院患者数：391.27人
- (ウ) 転院数（各分院から本院）：42人（4.7人/月）

イ 大崎市民病院鳴子温泉分院

- (ア) 延入院患者数：8,829人
- (イ) 1日平均入院患者数：31.56人
- (ウ) 転院数（本院へ）：102人（11.3人/月）

ウ 大崎市民病院岩出山分院

- (ア) 延入院患者数：9,496人
- (イ) 1日平均入院患者数：34.53人
- (ウ) 転院数（本院へ）：163人（18.1人/月）

エ 大崎市民病院鹿島台分院

- (ア) 延入院患者数：9,331人
- (イ) 1日平均入院患者数：33.93人
- (ウ) 転院数（本院へ）：172人（19.1人/月）